

諮問番号 令和元年諮問第3号

答申番号 令和2年答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、港区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対し令和○年○月○日付けで行った戸籍附票不交付決定処分（以下「本件処分」という。）について、本件処分の取消しを求めるものであり、その理由は、処分庁は、審査請求人の○○に支援措置（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置をいう。以下同じ。）の申出の意思がないこと及び支援措置制度における加害者が近親者に該当しないことの事実確認をしておらず、本件処分により審査請求人の人権及び名誉権等を著しく侵害した、というものである。

#### 2 審査庁の主張（裁決についての考え方）

審理員意見書のとおり、本件処分は、支援措置を踏まえ、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）に基づく適正な手続により行われたものであり、違法又は不当な点は認められないと考えられる。このことから、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第45条第2項の規定に基づき、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 法令等の規定について

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第80号）第20条第1項によると、戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができると規定されている。ただし、同法第20条第5項の規定により準用する同法第12条第6項の規定によれば、上記規定による請求が、不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができるとされている。
- (2) 事務処理要領第5-10-ア-（ア）によると、市町村長は、その作成する戸籍の附票に記載されている者で、A配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの、Bストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの、C児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれのあるもの、Dその他AからCまでに掲げるものに準ずるものから、事務処理要領第5-10-コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付けることとされている。

また、支援措置の必要性の確認については、事務処理要領第5-10-イに、当初受付市町村長は申出者が事務処理要領第5-10-ア-（ア）に掲げる者に該当し、かつ加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談センター、児童相談所等（以下「関係機関等」という。）の意見を聴取すること等によると規定されている。

そして、事務処理要領第5-10-コー（イ）-（A）によると、加害者から、支援対象者に係る住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出がなされた場合は、不当な目的があるものとして請求を拒否することとされている。

## 2 本件処分が適正に実施されたものであるか

### (1) 支援措置が適切に実施されたか

支援措置については、支援措置申出者から事務処理要領第5-10-Aに基づく申出がされており、支援措置に係る支援措置申出書によれば、当該支援措置申出書の申出内容に相違なく、支援の必要性があるとの関係機関等に該当する専門機関の判断に基づいて、当初受付市町村長が、支援措置開始の決定を行っていることが処分庁の提出した証拠資料から確認できる。

したがって、支援措置の実施は、事務処理要領第5-10に基づいて適切に実施されており、違法な点は認められない。

### (2) 本件処分が適正に実施されたか

令和〇年〇月〇日に審査請求人が処分庁に対し、本件附票の写しの交付請求をした時点においては、支援措置は実施されている状況にある。そして、事務処理要領第5-10-CO-(イ)-(A)の規定により、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合は、不当な目的があるものとして請求を拒否することになっているところ、これは、支援措置制度の、被害者とされる者の生命・身体の適切な保護という高い要請を踏まえたものである。そして、本件附票の請求は、支援措置における加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合に当たることから、同規定に基づいて「不当な目的によることが明らか」であるとして、処分庁は、支援措置申出書の記載内容を検討し、当該内容に基づき本件処分を行ったものであり、上述の被害者保護という目的を踏まえれば、その手続は適正に実施されたものと認められる。

この点、審査請求人は、処分庁は審査請求人の〇〇に申出の意思がないこと及び加害者が近親者でないことの事実確認をする必要性があると述べる。

しかし、本件は、支援措置の申出の段階で、当初受付市町村長が、支援措置申出者の申出意思の確認、支援措置申出者と加害者とされている者との関係性の確認並びに支援措置申出の範囲及び内容について、相談機関等に該当する専門機関において確認した上で支援措置の決定がされている。そして、受付市町村長において、支援措置を必要とする事情の確認を相談機関等からの確認によって行うとす

ることは、支援措置制度における被害者保護の観点からは、一定の合理性があると言える。

加えて、処分庁は、本件対象者に係る本件附票の請求を受けて、支援措置申出内容及び支援対象者の範囲について、支援措置の申出を受けた相談機関等に対し本件対象者について支援の必要性を確認した上で本件処分を行ったものであるから、処分庁として支援の必要性の確認のための調査としてすべきことは尽くしていると認められる。

(3) 本件請求が「特別の必要性があると認められる場合」に該当するか

事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)ただし書において、請求事由又は利用目的を厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要性があると認められる場合における方法が示されている。

そして、支援措置の目的に鑑みれば、この「特別の必要性があると認められる場合」とは、その請求事由又は利用目的が支援措置の目的を踏まえた上で、それでもなお、交付すべき合理的な理由が認められるものでなければならないものと解すべきである。

本件では、審査請求人の審査請求書及び反論書の内容によれば、審査請求人の〇〇の〇〇〇が住所を秘匿していることの不当性の判断の証拠の取得及び審査請求人の〇〇の救済を、本件附票の写しの請求の理由として主張している。

審査請求人から提出された資料に基づき、上記目的を検討するに、支援措置の被害者保護という目的を踏まえてもなお、審査請求人に対し本件戸籍の附票を交付して本件対象者の住所の探索を可能とすることが、審査請求人の上記目的達成のために必要不可欠とは言えない。

したがって、本件附票の写しについて、支援措置の被害者保護という目的を踏まえた上でなお、交付すべき合理的な理由があるとは認められず、本件は、「特別の必要性があると認められる場合」には当たらない。

(4) 本件処分が審査請求人の人権及び名誉権等を著しく侵害しているとの審査請求人の主張について

本件処分は、審査請求人に対し戸籍の附票の不交付という不利益

をもたらすものであるが、処分庁が上記のとおり支援措置の存在及び支援の必要性を確認の上、本件処分を行ったものであり、この点に違法性は認められない。そして、現行の支援措置制度における被害者保護という趣旨に鑑みれば、適正な手続を経て行われている本件処分は必要かつ相当の処分と言わざるを得ない。また、戸籍の附票の不交付という本件処分自体が、審査請求人の社会的な評価を著しく低下させる性質を有するとまでは認められない。

そうすると、仮に本件処分により審査請求人が何らかの不利益を被ることがあったとしても、それは、法令に基づいて実施されている支援措置制度の下では受忍限度の範囲内と言わざるを得ない。

したがって、本件処分が審査請求人の人権及び名誉権等を著しく侵害しているとの審査請求人の主張は認められない。

(5) 以上のとおり、本件処分は適正に実施されており、違法・不当性は認められない。

### 3 上記以外の違法性又は不当性について

以上のとおり、本件処分には違法性はなく、適正に実施されており、その処分に至る過程においても不当性はなく、その他の点においても、本件処分において違法・不当な点があるとは認められない。

### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和○年○月○日 審査庁から諮問書の受付
- 2 令和○年○月○日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審査会への諮問の適正性について

当審査会は、本件が、法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについて、当審査会への諮問が適当であると判断した。

### 2 調査権限の行使について

審査請求人は、法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 5 条第 1 項及び第 7 6 条の規定に基づく口頭意見陳述の申立て及び主張書面等の提出を希望しなかった。

また、当審査会は、法第 7 4 条の規定に基づく調査権限を行使しないこととした。

### 3 審理手続の適正性について

当審査会は、本件において審理員による適正な審理手続が行われたものと認めた。

### 4 本件処分の適法性及び妥当性について

当審査会は、審査請求書、弁明書等、反論書及び審理員意見書を踏まえ検討したが、審理員意見書の判断は首肯できるものであるとの結論に至った。

それゆえ、処分庁が、支援措置の実施がされていることを理由に、本件処分を行ったことが、不合理であるとはいえず、違法又は不当は認められない。

### 5 審査会の判断について

以上のことから、当審査会への諮問の適正性並びに審理員が行った審理手続の適正性並びに本件処分の適法性及び妥当性については、いずれも適正、適法かつ妥当である。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

港区行政不服審査会